

# 群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター規程

平成21. 9. 1 制定

改正 平成23. 4. 1 平成24. 1. 17

平成25. 7. 16 平成25. 9. 17

平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

## (設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に，教育及び研究の支援業務を行うため，群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター（以下「センター」という。）を置く。

## (業 務)

第2条 センターは，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学院生の教育及び実習カリキュラムの企画・立案に関すること。
- (2) 大学院生に対する研究上の助言及び実験技術の修得支援に関すること。
- (3) 研究支援者の育成に関すること。
- (4) 教員への研究支援に関すること。
- (5) 共同利用機器の管理及び運用に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

## (職 員)

第3条 センターに，次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教育研究部門長
- (4) 重粒子線医工学部門長
- (5) 共同利用機器部門長
- (6) センターの主担当を命ぜられた教員 若干人
- (7) その他必要な職員 若干人

(センター長及び副センター長)

第4条 センター長は，医学系研究科長をもって充て，センターの業務を掌理する。

2 副センター長は，センター長が指名する医学系研究科の主担当を命ぜられた教員をもって充て，センター長を補佐する。

## (組 織)

第5条 センターに，次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育研究部門
- (2) 重粒子線医工学部門
- (3) 共同利用機器部門

2 前項の各部門に部門長を置き，センター長が指名する医学系研究科の主担当を命ぜられた教員をもって充てる。

3 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(管理委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るために、群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 医学部医学科を担当しない医学系研究科の主担当を命ぜられた教員 若干人

(4) 教育研究部門長

(5) 重粒子線医工学部門長

(6) 共同利用機器部門長

(7) 医科学専攻教務委員会委員長

(8) 生命医科学専攻教務委員会委員長

(9) センター長が指名する者 若干人

4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

5 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(事務)

第7条 センター及び委員会の事務は、関係各課の協力を得て学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。

2 群馬大学大学院医学系研究科教育研究センター規程（平成16年4月1日）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、改正前の第4条第2項に規定する副センター長、第5条第2項に規定する部門長及び第6条第3項に規定する委員である者は、施行日に第4条第2項、第5条第2項及び第6条第3項の規定により選出された者とみなす。

附 則

この規程は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。